

第29回 京都ジュニア新体操選手権大会

兼 第20回 近畿ジュニア新体操選手権大会京都府予選会

実 施 要 項

主 催 京都体操協会
 主 管 京都ジュニア連盟
 共 催 各ジュニアクラブ
 後 援 向日市・向日市教育委員会
 (財)向日市スポーツ文化協会

- 1 期 日 平成25年7月31日(水)～8月2日(金)
- 2 会 場 向日市民体育館 向日市森本町小柳23-1 TEL075-932-5011
- 3 競技種別 新体操女子(団体競技選手権・個人競技選手権・種目別選手権)
- 4 競技日程 参加申込後、調整決定し京都体操協会HPにて公開する。
- 5 競技規則 (公財)日本体操協会採点規則2013-2016年度版による。
- 6 競技方法

性別	種別	競技方法
女子	団体競技	「フープ・5」で実施し、順位を決定する。
	個人競技	(ア)「フープ」「ボール」「クラブ」「リボン」の4種目を行う。 (イ) 1日目を予選とし上位20名を予選通過者とする。予選種目は「フープ」「ボール」。 2日目を決勝とし予選の下位者より「クラブ」「リボン」の競技を実施し4種目の合計により個人総合順位を決定する。
	種目別選手権	種目別順位は個人競技の各種目の順位により順位を決定する。

- 7 参加資格 以下項目に該当する者が、各所属につき**団体1チーム・個人制限なし**でエントリーできる。
 (ア) 平成25年度(公財)日本体操協会及び京都ジュニア連盟に選手登録を完了した者
 (イ) 参加者は2013年12月31日時点で11歳～15歳の者が参加できる
 但し、対象外の小学校5年生についても参加できる。
 (ウ) **個人競技の種目別棄権は認めない。(申告用紙は4種目共提出)**

- 8 表彰
- | | | |
|-------|-------|------------------------|
| 団体競技 | 1位～3位 | (賞状及びメダル) |
| 個人競技 | 1位～6位 | (1位～3位賞状及びメダル・4位～6位賞状) |
| 個人種目別 | 1位～6位 | (賞状) |

- 9 申告用紙 **申告用紙は監督会議終了後に団体競技・個人競技4種目全て提出する。**
 提出部数・・・種目ごとにA4サイズ4部コピー

- 10 参加料
- | | | |
|------|---------|------------------------|
| 団体競技 | 1チームにつき | 20,000円 |
| 個人競技 | 1名につき | 6,000円 (団体を兼ねている選手も必要) |
- 11 参加申込
- 京都体操協会HPのWebエントリーに申し込みを行い、参加申込書を作成のうえ振込用紙を添付の上、下記宛に申し込むこと。(FAXでも可。その場合は原本を監督会議までに差し替えること。)
- (ア) 申込先 〒603-8134 京都市北区出雲路立テ本町32-4
海田 恵 宛 TEL/FAX 075-585-6833
- (イ) 振込先 京都銀行 鞍馬口支店 (普)3957511 海田 恵(カイダ メグミ)
- (ウ) 申込期間 **平成25年7月10日(水)～7月16日(火) 必着**
- 12 第20回近畿ジュニア新体操選手権大会出場資格
- (ア) 本大会の成績により個人競技上位10名が近畿ジュニア選手権の出場権を得る。
(イ) 団体競技については上位2チームが出場権を得る。
- 13 監督会議 監督・顧問・引率教員の何れかは監督会議に出席すること。(欠席の場合は選手の出場を認めない)
会議日程については、競技日程と共に京都体操協会HPにて公開する。
- 14 その他
- (ア) 審判派遣 ① 出場するクラブ・学校は、クラブ別に1名の審判員を派遣すること。
 ② 審判が派遣できない場合は1名につき5,000円の審判派遣料を参加料とともに納入すること。
- (イ) 参加クラブは会場設営(セット・オフ等)また大会運営にかかる競技補助役員に協力すること。
 セッティングは前日。時間については参加申込み後に体操協会HPにて公開する。
- (ウ) 競技中の負傷などの応急処置は行うが、その後の責任は負わない。
- (エ) 参加チームは所属名入りのプラカードを各所属で用意すること。
- (オ) 選手監督の遵守事項は、中学校体育連盟及び高等学校体育連盟規則に則るものとする。
- (カ) 駐車スペースがない為、保護者その他関係者は公共交通機関でお越しいただくように、また近隣施設にも駐車しないように徹底すること。(迷惑駐車などのマナー違反に対して出場を辞退して頂く場合があります。)
- (キ) 近畿ジュニア大会・団体(補欠を除く)及び個人出場権獲得者の京都府民総合体育大会の参加について
- ① オープン参加での出場を認める。
 - ② 表彰の対象とはしない。
 - ③ 申告書を提出したものに関しては採点する。